

処遇改善手当等支給に関する要領

(対象所属 寿福園)

処遇改善事業助成金支給要領の全部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要領は、平成27年度介護報酬改定において新たに創設された介護職員処遇改善加算の趣旨を踏まえ、寿福園の職場環境の改善を図るとともに、職員の賃金改善を実施することを目的に社会福祉法人明和会給与規程に基づき支給する寿福園の処遇改善手当及び処遇リーダー手当・処遇サブリーダー手当（以下「処遇手当等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(手当及び支給対象職員)

第2条 処遇手当等の支給対象は、職員のうち介護職及びヘルパー等の常勤職員及び非常勤職員とする。

(支給日)

第3条 処遇手当等は、支給対象職員に給料及び諸手当に準じて、当月分を給与支給日に支給する。ただし、災害その他の事由により支払日を一時変更することができる。

(支給額)

第4条 処遇手当等の支給額は次のとおりとする。

(1) 処遇改善手当

①常勤職員（介護職員、サービス提供責任者 ヘルパー）	月額	30,000円
②非常勤職員（介護職員）	月額	10,000円
③非常勤職員（ヘルパー）	月額	5,000円
④非常勤職員（準介護職員）	月額	5,000円

(2) 処遇リーダー手当・処遇サブリーダー手当

リーダー職員	月額	5,000円
サブリーダー職員	月額	3,000円

2 処遇手当等の月額を上記手当額を標準とし、予算の範囲内で、処遇改善加算の収入総額が処遇手当等の支給総額を上回った場合は、上回った額を比率及び諸事情等を勘案して月額に加算又は一時金として支給することがある。

3 月の中途に新たに採用された職員及び退職となった職員は、日割計算により支給し、欠勤の日は除算するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、処遇手当等の支給等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則 この要領は、平成27年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

介護職員等特定処遇改善手当に関する要領 (対象所属 寿福園)

(目的)

第1条 この要領は、寿福園職員の介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら介護職員の更なる処遇改善を図ることを目的とし、それ以外の職員の処遇の改善も図る。

(手当及び支給対象職員)

第2条 介護職員等特定処遇改善手当の支給対象は介護職、ヘルパー及びその他職員の常勤職員及び非常勤職員とする。

(支給日)

第3条 介護職員等特定処遇改善手当は月例の給与支払い日に支払う。

(職員のグループ分け)

第4条 介護職員等特定処遇改善手当の支給に際しては、職員を次のとおりグループ分けして、定義づける。

- (1) 経験・技能のある介護職員 介護福祉士の資格を有し10年以上の介護業務の経験が有る職員ですべての介護業務をこなせる職員。
- (2) その他の介護職員 (1)以外の介護職員
- (3) その他の職員 (1)(2)以外の職員で、施設長、事務長などは除く。

(支給額)

第5条 介護職員等特定処遇改善手当の支給額は次のとおりとする。

(1) 経験・技能のある常勤の介護職員 月額20,000円

(2) その他の介護職員(常勤・非常勤) 月額10,000円

(3) その他の職員(常勤・非常勤) 月額5,000円

(4) 主任・リーダーなどの管理的職種の者は現在の手当と同額の金額を支給する。

2 介護職員等特定処遇改善手当は上記金額を基準とし職務内容により増減することがあるが、各グループの平均支給額は(1):(2):(3) = 4:2:1とし、下位が上位を比率により上回ることがないように調整する。

3 介護職員等特定処遇改善手当は上記金額を基準とするが、収入総額が支給総額を上回った場合は、月額や賞与に加算することや一時金で支払うことがある。

4 月の途中の採用や退職、欠勤は日割り計算を行うものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか介護職員等特定処遇改善手当の支給等に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

介護職員等ベースアップ等支援手当の支給に関する要領
(対象所属：特別養護老人ホーム寿福園、寿福園デイサービスセンター、
寿福園ホームヘルプステーション)

(趣旨)

第1条 この要領は介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という）に基づき、特別養護老人ホーム寿福園、寿福園デイサービスセンター及び寿福園ホームヘルプステーションの職員又は非常勤職員に対し支給する介護職員等ベースアップ等支援手当（以下「手当」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 特別養護老人ホーム寿福園、寿福園デイサービスセンター及び寿福園ホームヘルプステーションの職員又は非常勤職員の雇用形態の別を問わず、手当の対象とする。

(支給額)

第3条 手当の支給は、ベースアップ等加算の交付見込み額に応じて、職員は月額6,000円から10,000円の範囲で非常勤職員は月額2,000円から5,000円の範囲で理事長が個別に定めた額を支給する。

- 2 月の中途に新たに採用された職員及び退職となった職員は、日割り計算により欠勤日数等を控除して支給する。
- 3 支給額についてはベースアップ等加算の交付見込み額の変動が予想されることから、適時見直しを行うことができるものとする。

(支給日)

第4条 手当での支給日については、定例の給与支払い日に支払うものとする。

(一時金の支給)

第5条 ベースアップ等加算の一部については、一時金として支給することができるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、手当での支給等に関し必要な事項は、理事長が定める。

付則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。